

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(目的)</p> <p>第1条 この公正競争規約(以下「規約」という。)は、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第12条第1項の規定に基づき、ハム・ソーセージ類の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、一般消費者の適正な商品選択を保護し、不当な顧客の誘引を防止し、もって公正な競争を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規約で「ハム・ソーセージ類」とは、ハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約施行規則(以下「施行規則」という。)で定めるものであって、容器又は包装に密封されたものをいう。</p> <p>2 この規約で「事業者」とは、ハム・ソーセージ類を製造して販売する事業者、ハム・ソーセージ類に自己の商標又は名称を表示して販売する事業者及びハム・ソーセージ類を輸入して販売する事業者をいう。</p> <p>3 この規約で「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給するハム・ソーセージ類に関する事項について行う広告その他の表示であって、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1) ハム・ソーセージ類の容器又は包装による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示</p> <p>(2) 見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似する物による広告その他の表示(ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。)及び口頭による広告その他の表示(電話によるものを含む。)</p> <p>(3) ポスター、看板(プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。)、ネオンサイン、アドバルーンその他これらに類似するものによる広告及び陳列物又は実演による広告</p> <p>(4) 新聞、雑誌その他の出版物、放送(有線電気通信設備又は拡声器による放送を含む。)、映写、演劇又は電光による広告</p> <p>(5) 情報処理の用に供する機器による広告その</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条 ハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約(以下「規約」という。)第2条の「ハム・ソーセージ類」とは、別表に掲げるものをいう。ただし、容器又は包装に密封されたものであっても、食品缶詰の表示に関する公正競争規約の適用を受けるものを除く。</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p data-bbox="256 197 831 271">他の表示（インターネット、パソコン通信等によるものを含む。）</p> <p data-bbox="177 320 395 353">（必要表示事項）</p> <p data-bbox="165 360 831 510">第3条 事業者は、ハム・ソーセージ類の容器又は包装に、次に掲げる事項を、それぞれ施行規則で定めるところにより、見やすい場所に邦文で明りょうに表示しなければならない。</p> <p data-bbox="201 600 360 633">(1) 品名</p> <p data-bbox="201 680 389 714">(2) 原材料名</p> <p data-bbox="201 920 360 954">(3) 内容量</p> <p data-bbox="201 1043 563 1077">(4) 賞味期限又は消費期限</p> <p data-bbox="201 1641 679 1675">(5) 事業者の氏名又は名称及び住所</p> <p data-bbox="201 2045 389 2078">(6) 保存方法</p>	<p data-bbox="847 320 1150 353">（必要表示事項の基準）</p> <p data-bbox="836 360 1501 591">第2条 規約第3条第1項第1号から第8号に規定する必要表示事項は、次の基準により表示するものとする。ただし、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律により表示の方法について基準が定められているものについては、当該基準により表示することができる。</p> <p data-bbox="868 600 1501 674">(1) 品名・・・別表に定めるところに従い、当該品名を明りょうに表示する。</p> <p data-bbox="868 680 1501 911">(2) 原材料名・・・「原材料名」の文字の後に、使用量の多いものから順に表示し、原料肉（魚肉を含む。）名については動物名等を配合割合の多いものから順に表示する。食品添加物については、食品衛生法施行規則の規定に従い表示する。</p> <p data-bbox="868 920 1501 1032">(3) 内容量・・・「内容量」の文字の後に、グラム又はキログラムの単位で、単位を明記して表示する。</p> <p data-bbox="868 1043 1501 1274">(4) 賞味期限又は消費期限・・・賞味期限又は消費期限の表示は、食品衛生法施行規則又は農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づく品質表示基準の規定に従い、「賞味期限」又は「消費期限」の文字の後に、期限を示す日付を表示する。</p> <p data-bbox="932 1283 1091 1317">（表示の例）</p> <p data-bbox="959 1326 1278 1359">ア 平成17年4月1日</p> <p data-bbox="959 1368 1155 1402">イ 17.4.1</p> <p data-bbox="959 1411 1214 1444">ウ 2005.4.1</p> <p data-bbox="959 1453 1155 1487">エ 05.4.1</p> <p data-bbox="959 1496 1219 1529">オ 平成17年4月</p> <p data-bbox="959 1538 1129 1572">カ 17.4</p> <p data-bbox="959 1581 1187 1615">キ 2005.4</p> <p data-bbox="959 1624 1129 1657">ク 05.4</p> <p data-bbox="868 1641 1501 2036">(5) 事業者の氏名又は名称及び住所・・・「製造者」（輸入品にあっては、「輸入者」）の文字の後に、製造所又は加工所の所在地（輸入品にあっては、輸入業者の営業所所在地をいう。以下同じ。）及び製造者又は加工者（輸入品にあっては、輸入業者をいう。以下同じ。）の氏名（法人の場合は、その名称。）を表示する。表示を行う者が販売者である場合にあつては、「販売者」の文字の後に、販売者の所在地、氏名及び製造者の製造所固有の記号を表示する。</p> <p data-bbox="868 2045 1501 2078">(6) 保存方法・・・「保存方法」の文字の後に、</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(7) 輸入品にあつては、原産国名</p> <p>(8) その他施行規則で定める事項</p> <p>2 原産国について誤認されるおそれがある国産品にあつては、施行規則で定める基準により表示するものとする。</p>	<p>品質の特性に従つて、「10 以下で保存すること」、「直射日光を避け常温で保存すること」等と表示する。</p> <p>(7) 原産国名・・・輸入品にあつては、「原産国名」、「産」又は「製」等と表示する。(は国名)</p> <p>(8) その他施行規則で定める事項</p> <p>ア でん粉含有率・・・プレスハム、混合プレスハム及びチョップドハムにあつては、でん粉、小麦粉及びコーンミールを3%を超えて使用した場合、ソーセージ類及び混合ソーセージにあつてはでん粉、小麦粉及びコーンミールを5%を超えて使用した場合、「でん粉含有率」の文字の後にでん粉含有率をパーセントの単位で、単位を明記して表示する。</p> <p>イ 殺菌方法・・・加圧加熱殺菌したソーセージについて、「殺菌方法」の文字の後に、「120 で4分間加熱」等と表示する。</p> <p>ウ 使用上の注意・・・無塩せきベーコン、無塩せきハム及び無塩せきソーセージについて、「使用上の注意」の文字の後に、「加熱して食べることが望ましい」旨の表示をする。</p> <p>2 規約第3条第1項第1号から第8号までの表示については、容器又は包装の見やすい箇所に邦文をもって一括して行うものとする。</p> <p>3 規約第3条第1項第1号から第8号までのほか、食品衛生法により表示の基準が定められているものについては、当該基準により表示するものとする。</p> <p>4 規約第3条第2項に規定する表示基準 国産品であつて、次に掲げる表示がされているものにあつては、事業者は、「国産」、「日本製」等と国産品である旨をハム・ソーセージ類の容器又は包装の主要部分に明りょうに表示しなければならない。</p> <p>ア 和文によるか外国の文字によるかを問わず、またフルネームであるか略称であるかを問わず、外国の国名、地名、その他これらに類するものの表示</p> <p>イ 外国の国旗、紋章、地図、その他これらに類するものの表示</p> <p>ウ 和文によるか外国の文字によるかを問わず、またフルネームであるか略称であるかを問わず、外国の事業者又はデザイナーの氏名、名称又は商標の表示</p> <p>エ 日本の事業者の名称等の表示で、外国の事業者の名称等の表示と紛らわしい表示（例えば</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(特定事項の表示基準)</p> <p>第4条 事業者はハム・ソーセージ類について、次の各号に掲げる表示をする場合には、当該各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 使用した原料肉を強調する表示</p> <p>ア 「オール〇〇肉」、「肉100%」等と表示する場合は、施行規則で定める基準により表示するものとする。</p> <p>イ 原料肉について、特定の品種、産地等の原料肉を使用している旨表示する場合は、施行規則で定める基準により表示するものとする。</p> <p>(2) 「手造り」、「手造り風」等の表示</p> <p>「手造り」、「手造り風」等の表示は、施行規則で定める基準により表示するものとする。</p> <p>(3) ソーセージの肉片粒子の大きさを表す表示</p> <p>ソーセージについて、「あらびき」、「細びき」等肉片粒子の大きさを表示する場合は、施行</p>	<p>「カンパニー」、「Co., Ltd.」等) オ 商品名、商品説明、事業者名等の表示の全部又は主要部分が外国の文字で示されている表示</p> <p>(特定事項の表示基準)</p> <p>第3条 規約第4条に規定する表示基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 規約第4条第1号アに規定する表示基準</p> <p>単一の原料肉を使用し、結着材料(でん粉、植物性たん白等。以下同じ。)、カゼインナトリウム及び酸カゼインを含まない場合にのみ表示することができる。</p> <p>(2) 規約第4条第1号イに規定する表示基準</p> <p>複数の原料肉を使用している場合であって、特定の品種、産地等の原料肉を使用している旨表示するときは、当該原料肉の使用割合(製品全体に占める使用割合。以下同じ。)が50%を超える場合に表示できるものとし、「肉使用」、「肉入り」等と表示し、かつ、その使用割合を同表示に併記しなければならない。</p> <p>(3) 規約第4条第1号の規定に基づき原料肉として黒豚を使用している旨を表示する場合は、当該原料肉は、「食肉小売品質基準(昭和52年1月26日 52畜A第98号農林水産省畜産局長通達。以下同じ。))に定めるパークシャー純粋種の豚の肉でなければならない。</p> <p>(4) 規約第4条第2号に規定する表示基準</p> <p>「手造り」、「手造り風」等の表示は、次のすべての条件に合致するものについてのみ表示できるものとする。</p> <p>ア 良質の原料肉を使用し、食塩等を加えて長期間(発色剤を使用したものにあつては、ハム類については7日間以上、ベーコン類については5日間以上、ソーセージ類については3日間以上)低温で漬け込み熟成させたもの</p> <p>イ 自動化された機械又は装置を用いないもの</p> <p>ウ 結着材料を含まないもの</p> <p>エ 調味料、結着補強剤、発色剤、酸化防止剤及び香辛料抽出物以外の食品添加物を含まないもの</p> <p>(5) 規約第4条第3号に規定する表示基準</p> <p>「あらびき」、「細びき」等の肉片粒子の大きさの基準は、次のとおりとする。</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>規則で定める基準により表示するものとする。</p> <p>(4) 栄養成分又は熱量に関する表示 栄養成分又は熱量に関する表示は、施行規則で定める基準により表示するものとする。</p> <p>(5) ハム・ソーセージ類に、ある種の原材料又は添加物を使用していない旨(「無添加」、「不使用」等)の表示をする場合は、施行規則で定める基準により表示するものとする。</p> <p>(6) ハム・ソーセージ類の製法又は風味について、特定の製法又は風味を表示する場合は、それぞれの特徴を説明文等により表示しなければならない。</p>	<p>ア 「あらびき」等...肉挽機プレート目5mm以上で1回挽いた肉又はこれと同程度のものを原料としたもの</p> <p>イ 「細びき」等...肉片粒子が残っていないもの</p> <p>(6) 規約第4条第4号に規定する表示基準 栄養成分又は熱量に関する表示を行う場合は、健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく栄養表示基準により表示するものとする。</p> <p>(7) 規約第4条第5号に規定する表示基準 ア 特定の用途のために製造されたものについて表示することができる。 イ 製品の内容又は品質について特に説明する必要がある場合であって、説明文において強調しない範囲で表示することができる。</p>
<p>(不当表示の禁止)</p> <p>第5条 事業者は、ハム・ソーセージ類の取引に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。</p> <p>(1) 第2条第1項に規定する定義に合致しない内容の製品について、それぞれそれらであるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(2) 第4条第2号で定める基準に合致しない内容の製品について、手造り、手造り風であると誤認されるおそれがある表示</p> <p>(3) 客観的な根拠に基づかないで当該製品の品質が他の製品よりも特に優良であると誤認されるおそれがある表示</p>	<p>(不当表示の禁止)</p> <p>第4条 規約第5条各号の規定による不当表示に当たるものを例示すると、次のとおりである。</p> <p>(1) 規約第5条第3号 ア 客観的な根拠に基づかない「特級」、「特選」、「最高級」、「熟成」等の用語 イ 「天然」、「自然」、「純」、「純粹」、「ピュアー」等の用語 ただし、次の表示はできるものとする。 家畜の腸等を使用した場合の「天然腸」、「天然ケーシング」等 自然環境で熟成させた場合の「天然熟成」、「自然熟成」等 純粹種を用いた場合の「純粹」等 ウ 食品衛生法に基づく総合衛生管理製造過程を経て製造し又は加工することの厚生労働大臣の承認について、次のような誤認されるおそれのある表示をすることはできない。 (ア) 承認を受けていないのに、あたかも承認を受けたかのように誤認されるおそれのある表示</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(4) ハム・ソーセージ類又はその原材料について、種類、産地を誤認されるおそれがある表示</p> <p>(5) 伝統、歴史、製造技術、生産規模、生産設備、販売量、販売比率その他事業者の実態について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優位であるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(6) 賞でないものについて、賞であるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(7) 自己の取り扱う他の商品又は自己の他の事業について受けた賞、推奨等を当該商品について受けたものであるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(8) 他の事業者又はその製品を中傷し、誹謗し又はこれらの信用を毀損するような表示</p> <p>(9) 客観的な根拠に基づかないでハム・ソーセージ類が健康や美容等について効能又は効果があるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか、自己の製造又は販売するハム・ソーセージ類の内容又は取引条件について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著</p>	<p>(イ) 承認を受けた製品であるという根拠のみをもって、承認を受けていない製品より安全性が優れていると誤認されるおそれのある表示</p> <p>(ウ) 承認を受けた製品は、NASA(米国航空宇宙局)による宇宙食の衛生管理の方法と同等の方法が採られていると誤認されるおそれのある表示</p> <p>(2) 規約第5条第4号</p> <p>ア 他の原料肉を使用しているにもかかわらず、特定の原料肉のみを使用していると誤認されるおそれがある「原料肉 肉」、「肉と 肉」等の用語</p> <p>イ 「食肉小売品質基準」に定めるパークシャー純粋種の豚の肉を原料肉として使用していないにもかかわらず、当該原料肉に「黒豚」を使用していると誤認されるおそれがある表示</p> <p>ウ 客観的な根拠に基づかない「名産」、「特産」等の用語</p> <p>(3) 規約第5条第7号</p> <p>ア ある特定の商品について受けた賞、推奨等であるにもかかわらず、当該事業者に係る他の商品についても賞、推奨等を受けたかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>イ 賞、推奨等の表示にかかわる商品又は事業が、実際に賞、推奨等を受けた商品又は事業であることが明りように認知できない場合の賞、推奨等の表示</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>しく優良又は有利であるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(公正取引協議会の設置)</p> <p>第6条 この規約の目的を達成するため、ハム・ソーセージ類公正取引協議会(以下「公正取引協議会」という。)を設置する。</p> <p>2 公正取引協議会は、この規約に参加する事業者及び事業者の団体をもって構成する。</p> <p>(公正取引協議会の事業)</p> <p>第7条 公正取引協議会は、次の事業を行う。</p> <p>(1) この規約の内容の周知徹底に関すること。</p> <p>(2) この規約についての相談及び指導に関すること。</p> <p>(3) この規約の遵守状況の調査に関すること。</p> <p>(4) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。</p> <p>(5) この規約の規定に違反する事業者に対する措置に関すること。</p> <p>(6) 一般消費者からの苦情処理に関すること。</p> <p>(7) 不当景品類及び不当表示防止法その他公正取引に関する法令の普及及び違反の防止に関すること。</p> <p>(8) 関係官公庁との連絡に関すること。</p> <p>(9) 会員に対する情報提供に関すること。</p> <p>(10) その他この規約の施行に関すること。</p> <p>(違反に対する調査)</p> <p>第8条 公正取引協議会は、第3条から第5条までの規定に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致して、事情を聴取し、関係者に対し必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他その事実について必要な調査を行うことができる。</p> <p>2 事業者は、前項の規定に基づく公正取引協議会の調査に協力しなければならない。</p>	<p>(公正マーク)</p> <p>第5条 公正取引協議会に加入している事業者が販売する施行規則第1条に規定するハム・ソーセージ類の包装等には「公正」マークを表示することができる。ただし「公正」マークは通い箱その他反復して使用する容器に表示してはならない。</p> <p>2 「公正」マークの使用方法等については、公正取引協議会が別に定めるところによるものとする。</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>3 公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者に対し、その調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは5万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第9条 公正取引協議会は、第3条から第5条までの規定に違反する行為があると認めるときは、この違反行為を行った事業者に対し、その違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、その違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行つてはならない旨、その他これらに関連する事項を実施すべき旨を、文書をもって警告することができる。</p> <p>2 公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者が、これに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、50万円以下の違約金を課し、若しくは除名処分をし、又は公正取引委員会に対して必要な措置を講ずるよう求めることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前条第3項又は本条第1項若しくは第2項の規定により警告し、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって公正取引委員会に報告するものとする。</p> <p>(違反に対する決定)</p> <p>第10条 公正取引協議会は、第8条第3項又は前条第2項の規定による措置(警告を除く。)を採ろうとする場合には、採るべき措置の案(以下「決定案」という。)を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。</p> <p>2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から10日以内に公正取引協議会に対して文書をもって異議の申立てをすることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあつた場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、これに基づいて措置の決定を行うものとする。</p> <p>4 公正取引協議会は、第2項に規定する期間内に異議の申立てがなかつた場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。</p> <p>(施行規則の制定)</p> <p>第11条 公正取引協議会は、この規約の実施及び運</p>	<p>(細則等の制定)</p> <p>第6条 公正取引協議会は、規約及び施行規則を実</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>営に関する事項について規則を定めることができる。</p> <p>2 前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会の承認を受けるものとする。</p> <p>附 則 この規約の変更は、平成18年1月4日から施行する。</p>	<p>施するため、細則又は運用基準を定めることができる。</p> <p>2 前項の細則又は運用基準を定め、変更し、又は廃止しようとするときは、事前に公正取引委員会に届け出るものとする。</p> <p>附 則 1 この施行規則の変更は、規約の変更について公正取引委員会の認定の告示があった日（平成16年11月25日）から施行する。 2 平成17年7月31日までに製造され、加工され、又は輸入されるハム・ソーセージ類の表示については、変更後の第2条第1項第4号の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。 3 平成17年8月12日までに製造され、加工され、又は輸入されるハム・ソーセージ類の表示については、変更後の第2条第1項第8号ウ及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p>

別 表

1. ハム類

品 名	定 義
骨付きハム	<p>次に掲げるものをいう。</p> <p>1 豚のももを骨付きのまま整形し、塩漬^{せき}し、及びくん煙し、又はくん煙しないで乾燥したもの</p> <p>2 1を湯煮し、又は蒸煮したもの</p> <p>3 サイドベーコンのももを切り取り、骨付きのまま整形したもの</p> <p>4 1、2又は3をブロック、スライス又はその他の形状に切断したもの</p>
	<p>^{せき}塩漬 食肉に食塩、発色剤等を加え、低温で漬け込みを行うこと。以下同じ。</p>
ボンレスハム	<p>次に掲げるものをいう。</p> <p>1 豚のももを整形し、塩漬^{せき}し、骨を抜き、ケーシング等で包装した後、くん煙し、及び湯煮し、若しくは蒸煮したもの又はくん煙しないで、湯煮し、若しくは蒸煮したもの</p> <p>2 豚のもも肉を分割して整形し、塩漬^{せき}し、ケーシング等で包装した後、くん煙し、及び湯煮し、若しくは蒸煮したもの又はくん煙しないで、湯煮し、若しくは蒸煮したもの</p> <p>3 1又は2をブロック、スライス又はその他の形状に切断したもの</p>
ロースハム	<p>次に掲げるものをいう。</p> <p>1 豚のロース肉を整形し、塩漬^{せき}し、ケーシング等で包装した後、くん煙し、及び湯煮し、若しくは蒸煮したもの又はくん煙しないで、湯煮し、若しくは蒸煮した</p>

	もの 2 1をブロック、スライス又はその他の形状に切断したもの
ショルダーハム	次に掲げるものをいう。 1 豚の肩肉を整形し、塩漬 ^{せき} し、ケーシング等で包装した後、くん煙し、及び湯煮し、若しくは蒸煮したもの又はくん煙しないで、湯煮し、若しくは蒸煮したもの 2 1をブロック、スライス又はその他の形状に切断したもの
ペリーハム	次に掲げるものをいう。 1 豚のばら肉を整形し、塩漬 ^{せき} し、ケーシング等で包装した後、くん煙し、及び湯煮し、若しくは蒸煮したもの又はくん煙しないで、湯煮し、若しくは蒸煮したもの 2 1をブロック、スライス又はその他の形状に切断したもの
ラックスハム	次に掲げるものをいう。 1 豚の肩肉、ロース肉又はもも肉を整形し、塩漬 ^{せき} し、ケーシング等で包装した後、低温でくん煙し、又はくん煙しないで乾燥したもの 2 1をブロック、スライス又はその他の形状に切断したもの
無塩せきハム	ハム類(ボンレスハム、ロースハム、ショルダーハム、ペリーハム)のうち、使用する原料肉を発色剤を用いず塩づけしたものをいう。

2. プレスハム類

品名	定義
プレスハム	次に掲げるものをいう。 1 肉塊 ^{せき} を塩漬したもの又はこれにつなぎを加えたもの(つなぎの占める割合が20%を超えるものを除く。)に調味料及び香辛料で調味し、結着補強剤、酸化防止剤、保存料等を加え又は加えないで混合し、ケーシングに充てんした後、くん煙し、及び湯煮し、若しくは蒸煮したもの又はくん煙しないで、湯煮し、若しくは蒸煮したもの 2 1をブロック、スライス又はその他の形状に切断したもの
	肉塊 畜肉(豚肉、牛肉、馬肉、めん羊 ^と 肉又は山羊肉をいう。以下同じ。)又は家きん肉を切断したもので、10g以上のものをいう。
	つなぎ 畜肉、家兔肉若しくは家きん肉をひき肉したもの又はこれらにでん粉、小麦粉、コーンミール、植物性たん白、卵たん白、乳たん白及び血液たん白等を加えたものを練り合わせたものをいう。
混合プレスハム	次に掲げるものをいう。 1 肉塊 ^{せき} を塩漬したもの又はこれにつなぎを加えたもの(つなぎの占める割合が20%を超えるものを除く。)に調味料及び香辛料で調味し、結着補強剤、酸化防止剤、保存料等を加え又は加えないで混合し、ケーシングに充てんした後、くん煙し、及び湯煮し、若しくは蒸煮したもの又はくん煙しないで、湯煮し、若しくは蒸煮したもの(魚肉(鯨肉を含む。以下同じ。)を含まないもの及び魚肉の肉に占める割合が50%を超えるものを除く。) 2 1をブロック、スライス又はその他の形状に切断したもの
	肉塊 畜肉、家兔 ^と 肉、家きん肉又は魚肉を切断したもので、10g以上のものをいう。
	つなぎ 畜肉、家兔 ^と 肉、家きん肉若しくは魚肉をひき肉したもの又はこれらにでん粉、小麦粉、コーンミール、植物性たん白、卵たん白、乳たん白、血液たん白等を加えたものを練り合わせたものをいう。

チョップドハム	<p>畜肉、家きん肉若しくは家兔^と肉の肉片を塩漬^{せき}したものに^{せき}つなぎを加えたもの(つなぎの占める割合が50%を超えるものを除く。)を調味料、香辛料で調味し、結着補強剤、酸化防止剤、保存料等を加え又は加えないで混合し、ケーシングに充てんした後、くん煙し、及び蒸煮(又は湯煮)したものを又はくん煙しないで蒸煮(又は湯煮)したもので、畜肉、家きん肉の占める割合が50%以上のもの(プレスハム、混合プレスハムを除く。)をいう。</p>	
	肉片	<p>畜肉(豚肉、牛肉、馬肉、めん羊肉又は山羊肉をいう。)家きん肉、家兔^と肉を切断したもので、1g以上のものをいう。</p>
	つなぎ	<p>混合プレスハムと同じ。</p>

3.ソーセージ類

品名	定義
ソーセージ	<p>次に掲げるものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 家畜、家きん若しくは家兔^との肉を塩漬^{せき}し又は塩漬^{せき}しないで、ひき肉したもの(以下単に「原料畜肉類」という。)に、家畜、家きん若しくは家兔^との臓器若しくは可食部分を塩漬^{せき}し又は塩漬^{せき}しないで、ひき肉し又はすりつぶしたもの(以下単に「原料臓器類」という。)又は魚肉若しくは鯨肉を塩漬^{せき}し又は塩漬^{せき}しないで、ひき肉し又はすりつぶしたもの(魚肉及び鯨肉の原材料に占める重量の割合が15%未満であるものに限る。以下単に「原料魚肉類」という。)を加え又は加えないで、調味料及び香辛料で調味し、結着補強剤、酸化防止剤、保存料等を加え又は加えないで練り合わせたものをケーシング等に充てんした後、くん煙し又はくん煙しないで加熱し又は乾燥したもの(原料畜肉類中家畜の肉の重量が家きん及び家兔^との肉の重量を超え、かつ、原料畜肉類の重量が原料臓器類の重量を超えるものに限る。) 原料臓器類に、原料畜肉類(その重量が原料臓器類の重量を超えないものに限る。)若しくは原料魚肉類を加え又は加えないで、調味料及び香辛料で調味し、結着補強剤、酸化防止剤、保存料等を加え又は加えないで練り合わせたものをケーシング等に充てんした後、くん煙し又はくん煙しないで加熱したもの 1又は2に、でん粉、小麦粉、コーンミール、植物性たん白、乳たん白その他の結着材料を加えたものであって、その原材料に占める重量の割合が15%以下であるもの 1、2又は3に、グリーンピース、ピーマン、にんじん等の野菜、米、麦等の穀粒、ベーコン、ハム等の肉製品、チーズ等の種ものを加えたものであって、原料畜肉類又は原料臓器類の原材料に占める重量の割合が50%を超えるもの 1、2、3又は4をブロック、スライス又はその他の形状に切断して包装したもの <p>家畜 豚、牛、馬、めん羊又は山羊をいう。以下同じ。</p>
クックドソーセージ	<p>ソーセージのうち、湯煮又は蒸煮により加熱したものを(セミドライソーセージ及び無塩漬^{せき}ソーセージを除く。)をいう。</p>
加圧加熱ソーセージ	<p>ソーセージのうち、120℃で4分間加圧加熱する方法又はこれと同等以上の効力を有する方法により殺菌(以下「加圧加熱殺菌」という。)したものを(無塩漬^{せき}ソーセージを除く。)をいう。</p>
セミドライソーセージ	<p>ソーセージ1又は3のうち、塩漬^{せき}した原料畜肉類を使用し、かつ、原料臓器類(豚の脂肪層を除く。ドライソーセージにおいて同じ。)及び原料魚肉類を加えないもの</p>

	の脂肪層を除く。ドライソーセージにおいて同じ。)及び原料魚肉類を加えないものであり、湯煮若しくは蒸煮により加熱し又は加熱しないで、乾燥したものであって水分が55%以下のもの(ドライソーセージを除く。)をいう。
ドライソーセージ	ソーセージ1又は3のうち、塩漬した原料畜肉類を使用し、かつ、原料臓器類及び原料魚肉類を加えないものであり、加熱しないで乾燥したものであって水分が35%以下のものをいう。
無塩せきソーセージ	ソーセージのうち、使用する原料畜肉類、原料臓器類又は原料魚肉類を塩漬していないものをいう。
ポロニアソーセージ	ソーセージ1又は3のうち、牛腸を使用したもの又は製品の太さが36mm以上のものをいう。
フランクフルトソーセージ	ソーセージ1又は3のうち、豚腸を使用したもの又は製品の太さが20mm以上36mm未満のものをいう。
ウイナーソーセージ	ソーセージ1又は3のうち、羊腸を使用したもの又は製品の太さが20mm未満のものをいう。
リオナソーセージ	ソーセージ4のうち、原料臓器類(豚の脂肪層を除く。)及び原料魚肉類を加えていないものをいう。
レバーソーセージ	ソーセージ1又は3のうち、原料臓器類として家畜、家きん又は家兎の肝臓を使用し、豚の脂肪層を使用し又は使用しないものであって、その原材料に占める重量の割合が50%未満のものであり、かつ、原料魚肉類を加えていないものをいう。
レバーペースト	ソーセージ2又は3のうち、原料臓器類として家畜、家きん又は家兎の肝臓を使用し、豚の脂肪層を使用し又は使用しないものであって、その原材料に占める重量の割合が50%を超えるものであり、かつ、原料魚肉類を加えていないものをいう。
混合ソーセージ	次に掲げるものをいう。 1 家畜、家きん若しくは家兎の肉を塩漬し又は塩漬しないで、ひき肉したもの(以下単に「原料畜肉類」という。)又は家畜、家きん若しくは家兎の臓器若しくは可食部分を塩漬し又は塩漬しないで、ひき肉し又はすりつぶしたもの(以下単に「原料臓器類」という。)に、魚肉若しくは鯨肉を塩漬し又は塩漬しないで、ひき肉し又はすりつぶしたもの(魚肉及び鯨肉の原材料に占める重量の割合が15%以上50%未満であるものに限る。)を加え、調味料及び香辛料で調味し、結着補強剤、酸化防止剤、保存料等を加え又は加えないで、練り合わせたものをケーシング等に充てんした後、くん煙し又はくん煙しないで加熱したもの(原料畜肉類及び原料臓器類の原材料に占める重量の割合が50%を超えるものに限る。2及び3において同じ。) 2 1に、でん粉、小麦粉、コーンミール、植物性たん白、乳たん白その他の結着材料を加えたものであって、その原材料に占める重量の割合が15%以下であるもの 3 1又は2に、グリーンピース、ピーマン、にんじん等の野菜、米、麦等の穀粒、ベーコン、ハム等の肉製品、チーズ等の種ものを加えたもの 4 1、2又は3をブロック、スライス又はその他の形状に切断して包装したもの
加圧加熱混合ソーセージ	混合ソーセージのうち、120 で4分間加圧加熱する方法又はこれと同等以上の効力を有する方法により殺菌したものをいう。

4. ベーコン類

品名	定義
ベーコン	次に掲げるものをいう。

	<p>1 豚のばら肉(骨付のものを含む。)を整形し、塩漬^{せき}し、及びくん煙したもの</p> <p>2 ミドルベーコン又はサイドベーコンのばら肉(骨付のものを含む。)を切り取り、整形したもの</p> <p>3 1又は2をブロック、スライス又はその他の形状に切断したもの</p>
ロースベーコン	<p>次に掲げるものをいう。</p> <p>1 豚のロース肉(骨付のものを含む。)を整形し、塩漬^{せき}し、及びくん煙したもの</p> <p>2 ミドルベーコン又はサイドベーコンのロース肉(骨付のものを含む。)を切り取り、整形したもの</p> <p>3 1又は2をブロック、スライス又はその他の形状に切断したもの</p>
ショルダーベーコン	<p>次に掲げるものをいう。</p> <p>1 豚の肩肉(骨付のものを含む。)を整形し、塩漬^{せき}し、及びくん煙したもの</p> <p>2 サイドベーコンの肩肉(骨付のものを含む。)を切り取り、整形したもの</p> <p>3 1又は2をブロック、スライス又はその他の形状に切断したもの</p>
ミドルベーコン	<p>次に掲げるものをいう。</p> <p>1 豚の胴肉を塩漬^{せき}し、及びくん煙したもの</p> <p>2 サイドベーコンの胴肉を切り取り、整形したもの</p>
サイドベーコン	<p>豚の半丸枝肉を塩漬^{せき}し、及びくん煙したものをいう。</p>
無塩せきベーコン	<p>ベーコン類(ベーコン、ロースベーコン、ショルダーベーコン)のうち、使用する原料肉を発色剤を用いず塩づけしたものをいう。</p>

5. その他の食肉製品

品名	定義
焼豚	<p>豚の肉塊を塩漬^{せき}し、又は塩漬^{せき}しないで、調味料、香辛料等で調味し、又はしないで、焼いたものをいう。</p>
煮豚	<p>豚の肉塊を塩漬^{せき}し、又は塩漬^{せき}しないで、調味料、香辛料等で調味し、又はしないで、煮たものをいう。</p>
むし豚	<p>豚の肉塊を塩漬^{せき}し、又は塩漬^{せき}しないで、調味料、香辛料等で調味し、又はしないで、蒸したものをいう。</p>
ジャーキー	<p>畜肉の肉塊を薄切りにし若しくはひき肉にし、又はしないで、塩漬^{せき}し、又は塩漬^{せき}しないで調味料、香辛料等で調味し、又はしないで、加熱し、又は加熱しないで乾燥したものをいう。</p>